



消防第 2 5 7 8 号
平成 1 9 年 1 2 月 5 日

中国電力株式会社
島根原子力発電所長 様

島根県総務部長
(消防防災課)

島根原子力発電所 1 号機の第 2 7 回定期検査の実施について

平成 1 9 年 1 1 月 2 9 日付け島原発広第 1 5 9 号により連絡のありましたこのことについて、定期検査に万全を期し、安全かつ遺漏なく実施されることを強く要望するとともに、下記事項について特に万全の措置を講じられるよう申し入れます。

記

- 1 作業に伴う被ばく低減を積極的に進めるとともに、全ての従業員の被ばく管理に万全を期すこと。
- 2 燃料の取替については、慎重に行い放射線管理を厳重に行うこと。
- 3 放射性廃棄物については、法令の定めるところに従って厳重に処理し、周辺環境に影響を及ぼさないよう万全の措置を講じること。
- 4 定期検査及び検査中の主要工事については、作業管理と保守管理を厳重に行い、品質保証に万全を期すこと。
- 5 平成 1 9 年 1 1 月 1 7 日に 1 号機において発生した燃料取替装置の燃料つかみ部に関するトラブル、平成 1 9 年 5 月 2 4 日に 2 号機において発生した中性子モニタ用ドライチューブ落下事象など、人為ミスが連続して発生している。このことを踏まえ、現場管理のあり方、調達管理のあり方などについて十分検討を行い、類似事象が発生しないよう再発防止対策を講じて、定期検査での作業に万全を期すこと。
- 6 今回の定期検査で予定されている原子炉施設の高経年化対策を着実に実施し、検査等で異常な傾向が認められる場合には適切な措置を講ずるとともに、その内容について県へ報告すること。
- 7 炉心シュラウド、原子炉再循環系配管等、残留熱除去系配管及び復水・給水系配管等の点検の実施にあたっては、国からの指示文書に基づき適正に行うこと。
- 8 定期検査の状況については、安全協定に基づき速やかに連絡すること。